

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙1)

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)		2. 入院中の患者				3. 入所中の患者				
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 (短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く。) ※1 うち、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている患者(宿泊サービスに限る。)	認知症対応型グループホーム (認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護)	特定施設(指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。) うち、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者が入居する施設	介護療養型医療施設の病床以外の病床(短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。)	ア. 介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。) イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設の療養室又は認知症病棟の病床を除く。)を受けている患者 介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(362単位)を算定しない日の場合	ア. 介護療養型医療施設(認知症病棟の病床に限る。) イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(認知症病棟の病床に限る。)を受けている患者 介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(362単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(362単位)を算定した日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(362単位)を算定した日の場合	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	ア. 介護老人保健施設 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設の療養室に限る。)を受けている患者 ア. 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設 イ. 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者
初・再診料		○		—	×	○	×	○	×	○ (入院に係るものを除く。)	○ (配置医師が行う場合を除く。)
入院料等		×		○	×	○ (A400の1短期滞在手術等基本料1に限る。)	○ (A227精神科措置入院診療加算及びA227-2精神科措置入院退院支援加算に限る。)	○ (A400の1短期滞在手術等基本料1に限る。)	×	—	—
医学管理 等	B001の10 入院栄養食事指導料	—		○	×		×		×		—
	B001の24 外来緩和ケア管理料	○		—	×		×		×		○
	B001の25 移植後患者指導管理料	○		—	×		×		×		○
	B001の26 植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料	○		—	×		×		×		○
	B001の27 糖尿病透析予防指導管理料	○		—	×		×		×		○
	B001-2-5 院内トリアージ実施料	○		—	×		×		×		○
	B001-2-6 夜間休日救急搬送医学管理料	○		—	×		×		×		○
	B001-2-7 外来リハビリテーション診療料	○		—	×		×		×		○ (配置医師が行う場合を除く。)
	B001-2-8 外来放射線照射診療料	○		—	×		×		×		○ (配置医師が行う場合を除く。)
	B004 退院時共同指導料1	—		○	×		×		×		—
	B005 退院時共同指導料2	—		○	×		×		×		—
	B005-1-2 介護支援等連携指導料	—		○	×		×		×		—
	B005-6 がん治療連携計画策定料	○		○	×		×		×		—
	B005-6-2 がん治療連携指導料	○		—	×		×		×		○
	B005-6-4 外来がん患者在宅連携指導料	○		—	×		×		×		○ (配置医師が行う場合を除く。)
	B005-7 認知症専門診断管理料	○		○ (療養病棟に入院中の者に限る。)	×	○	×		×		○
	B005-7-2 認知症療養指導料	○		○ (療養病棟に入院中の者に限る。)	×		×		×		○
	B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料	○		○	×		×		×		○
	B005-9 排尿自立指導料	—		○	×		×		×		—
	B007 退院前訪問指導料	—		○	×		×		×		—
	B007-2 退院後訪問指導料	○		—	×		×		×		○ (配置医師が行う場合を除く。)
B008 薬剤管理指導料	—		○	×		×		×		—	
B008-2 薬剤総合評価調整管理料	○		—	×		×		×		○ (配置医師が行う場合を除く。)	
B009 診療情報提供料(I)											
注1		○		○	×		×		×		○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)			2. 入院中の患者				3. 入所中の患者			
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 (短期入所生活介護、介護予防短期入所 生活介護、短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護を受けているものを 除く。) ※1 うち、小規模多機能 型居宅介護又は複合 型サービスを受けて いる患者(宿泊サー ビスに限る。)	認知症対応型グ ループホーム (認知症対応型 共同生活介護又 は介護予防認知 症対応型共同生 活介護)	特定施設(指定特定施設、指定地域 密着型特定施設及び指定介護予防特 定施設に限る。) うち、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生 活介護又は外部サービス 利用型指定介護予防特定 施設入居者生活介護を受 ける者が入居する施設	介護療養型医療 施設の病床以外 の病床(短期入 所療養介護又は 介護予防短期入 所療養介護を受 けている患者を 除く。)	ア.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病床を除く。) イ.短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の療養室又は認知症病棟の病床を 除く。)を受けている患者 介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定しない日 の場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定した日の 場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定しない日 の場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定した日の 場合	併設保険医療機 関	併設保険医療機 関以外の保険医 療機関	ア.介護老人保健施設 イ.短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の療養室に限る。)を受けている 患者 ア.介護老人福祉施設又は地域密着型 介護老人福祉施設 イ.短期入所生活介護又は介護予防短 期入所生活介護を受けている患者
注2	○ (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。)			○	○ (短期入所療養 介護又は介護予 防短期入所療養 介護を受けてい る場合に限 る。)	×	×		×		—
注3	○ (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。)			—		×	×		×		○
注4	○			○		×	×		×	○	—
注5及び注6	○			○	○	×	×		×		○
注7加算及び注8加算	○			○		×	×		×		○
注9加算(認知症専門医療機関紹介加算)	○			○	○	×	×		×		○
注10加算(認知症専門医療機関連携加算) 注11加算(精神科医連携加算) 注12加算(肝炎インターフェロン治療連携加算)	○			—		×	×		×		○
注13加算(歯科医療機関連携加算)	○ (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。)			○		×	×		×		○
注14加算(地域連携診療計画加算)	○			—		×	×		×		—
注15加算(療養情報提供加算)	○			—		×	×		×		○
注16加算(検査・画像情報提供加算)	○			○		×	×		×		○
B009-2 電子的診療情報評価料	○			○		×	×		×		○
B010 診療情報提供料(Ⅱ)	○			○		×	×		×		○
B010-2 診療情報連携共有料	○			○	○		○		×		○
B014 退院時薬剤情報管理指導料	—			○		×	×		×		—
上記以外	○			○	○	×	×		×		○ ※1
C000 往診料	○			—		×	×		×	○	○ (配置医師が行う場合を除く。)
C001 在宅患者訪問診療料(Ⅰ) (同一建物において同一日に2件以上医療保険から 給付される訪問診療を行うか否かにより該当する区 分を算定)	○	○ ※10	○	—		×	×		×		ア:○ ※8 (死亡日からさかのぼって30日以内 の患者及び末期の悪性腫瘍の患者に 限る。ただし、看取り介護加算(Ⅱ) を算定している場合には看取り加算 は算定できない。) イ:○ ※10
C001-2 在宅患者訪問診療料(Ⅱ)	○	○ ※10	○	—		×	×		×		ア:○ ※8 (死亡日からさかのぼって30日以内 の患者及び末期の悪性腫瘍の患者に 限る。ただし、看取り介護加算(Ⅱ) を算定している場合には看取り加算 は算定できない。) イ:○ ※10

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)				2. 入院中の患者				3. 入所中の患者				
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 (短期入所生活介護、介護予防短期入所 生活介護、短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護を受けているものを 除く。) ※1	うち、小規模多機能 型居宅介護又は複合 型サービスを受けて いる患者(宿泊サー ビスに限る。)	認知症対応型グ ループホーム (認知症対応型 共同生活介護又 は介護予防認知 症対応型共同生 活介護)	特定施設(指定特定施設、指定地域 密着型特定施設及び指定介護予防特 定施設に限る。)	介護療養型医療 施設の病床以外 の病床(短期入 所療養介護又は 介護予防短期入 所療養介護を受 けている患者を 除く。)	ア.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病床を除く。) イ.短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の療養室又は認知症病棟の病床を 除く。)を受けている患者	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定しない日 の場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定した日の 場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定しない日 の場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定した日の 場合	併設保険医療機 関	併設保険医療機 関以外の保険医 療機関	ア.介護老人保健施設 イ.短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の療養室に限る。)を受けている 患者
C002 在宅時医学総合管理料	○ (養護老人ホー ム、軽費老人ホー ムA型、特別養護老 人ホーム、有料老 人ホーム及びサー ビス付き高齢者向 け住宅の入所者を 除く。)	○ ※10		—	—	×		×		×		×	—
C002-2 施設入居時等医学総合管理料	○ (定員110名以下の 養護老人ホーム、 軽費老人ホームA 型、有料老人ホー ム及びサービス付 き高齢者向け住宅 の入所者並びに特 別養護老人ホーム の入所者(末期の 悪性腫瘍のものに 限る。))	—		○	—	×		×		×		×	ア:○ ※8 (死亡日からさかのぼって30日以内 の患者及び末期の悪性腫瘍の患者に 限る。) イ:○ ※10
C003 在宅がん医療総合診療料	○	○ ※10	○	×	○	—	×		×		×	×	—
C004 救急搬送診療料			○		—	×		×		×		×	○
C005 在宅患者訪問看護・指導料 C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導 料 (同一建物において同一日に2件以上医療保険から 給付される訪問指導を行うか否かにより該当する区 分を算定)	○ ※2	○ ※2及び※11		○ ※2	—	×		×		×		×	ア:○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) イ:○ ※12
在宅ターミナルケア加算及び同一建物居住者ター ミナルケア加算	○ ※2 (同一月におい て、介護保険の ターミナルケア加 算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2及び※11 (同一月におい て、介護保険のター ミナルケア加算を算 定していない場合 に限る。)		○ ※2 (ただし、看取り介護加算を算定している場合には、 在宅ターミナルケア加算の口又は同一建物居住者ター ミナルケア加算の口を算定する。)	—	×		×		×		×	ア:○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。た だし、看取り介護加算を算定してい る場合には、在宅ターミナルケア加 算の口又は同一建物居住者ターミ ナルケア加算の口を算定する。) イ:○ ※12
在宅移行管理加算	○ ※2 (同一月におい て、介護保険の特 別管理加算を算定 していない場合 に限る。)	○ ※2及び※11 (同一月におい て、介護保険の特 別管理加算を算定 していない場合 に限る。)		○ ※2 (同一月におい て、介護保険の特 別管理加算を算定 していない場合 に限る。)	—	×		×		×		×	ア:○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) イ:○ ※12
看護・介護職員連携強化加算	○		×		—	×		×		×		×	—
その他の加算	○ ※2	○ ※2及び※11		○ ※2	—	×		×		×		×	ア:○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) イ:○ ※12
C005-2 在宅患者訪問点滴注射管理指導料	○	○ ※2		○ ※2	—	×		×		×		×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)
C006 在宅患者訪問リハビリテーション指導管 理料 (同一建物において同一日に2件以上医療保険から 給付される訪問指導を行うか否かにより該当する区 分を算定)			○ (急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションが必要な患者に限る。)		—	×		×		×		×	—
C007 訪問看護指示料			○		—	×		×		×		×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)			2. 入院中の患者				3. 入所中の患者				
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 (短期入所生活介護、介護予防短期入所 生活介護、短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護を受けているものを 除く。) ※1 うち、小規模多機能 型居宅介護又は複合 型サービスを受けて いる患者(宿泊サー ビスに限る。)	認知症対応型グ ループホーム (認知症対応型 共同生活介護又 は介護予防認知 症対応型共同生 活介護)	特定施設(指定特定施設、指定地域 密着型特定施設及び指定介護予防特 定施設に限る。) うち、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生 活介護又は外部サービス 利用型指定介護予防特 定施設入居者生活介護を受 ける者が入居する施設	介護療養型医療 施設の病床以外 の病床(介護又 は介護予防短期 入所療養介護を受 けている患者を 除く。)	ア.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病床を除く。) イ.短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の療養室又は認知症病棟の病床を 除く。)を受けている患者	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定しない日 の場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定した日の 場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定しない日 の場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定した日の 場合	併設保険医療機 関	併設保険医療機 関以外の保険医 療機関	ア.介護老人保健施設 イ.短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の療養室に限る。)を受けている 患者 ア.介護老人福祉施設又は地域密着型 介護老人福祉施設 イ.短期入所生活介護又は介護予防短 期入所生活介護を受けている患者
C007-2 介護職員略咳吸引等指示料						×		×		×		—
C008 在宅患者訪問薬剤管理指導料 (当該患者が居住する建築物に居住する者のうち当 該保険医療機関が当該指導料を算定する者の人数等 により該当する区分を算定)		×				×		×		×		○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)
C009 在宅患者訪問栄養食事指導料 (当該患者が居住する建築物に居住する者のうち当 該保険医療機関が当該指導料を算定する者の人数等 により該当する区分を算定)		×				×		×		×		—
C010 在宅患者連携指導料		×				×		×		×		—
C011 在宅患者緊急時等カンファレンス料		○				×		×		×		○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)
C012 在宅患者共同診療料の1		○				×		×		×		○ (配置医師が行う場合を除く。)
C012 在宅患者共同診療料の2 C012 在宅患者共同診療料の3 (同一建物において同一日に2件以上医療保険から 給付される訪問診療を行うか否かにより該当する区 分を算定)	○	×	○			×		×		×		—
C013 在宅患者訪問褥瘡管理指導料		○				×		×		×		—
第2節第1款に掲げる在宅療養指導管理料		○				×		×		×		○ ※1
第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算		○				×		×		○		○
検査		○			○	×	○	×	○	○ ※7		○
画像診断		○			○	○ (単純撮影に係 るものを除 く。)	○	×	○	○		○
投薬		○			○	○ ※3 (専門的な診療 に特有な薬剤に 係るものに限 る。)	○ ※3	○ (専門的な診療 に特有な薬剤に 係るものに限 る。)	○ ※3	○ ※3		○
注射		○			○	○ ※4 (専門的な診療 に特有な薬剤に 係るものに限 る。)	○ ※4	○ (専門的な診療 に特有な薬剤に 係るものに限 る。)	○ ※5	○ ※5		○
リハビリテーション		○ (同一の疾患等について、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始月の翌月以降は算 定不可(ただし、別の施設で介護保険におけるリハビリテーションを行う場合には、利用開始 月の3月目以降は算定不可))		○	○	○ (H005視能 訓練及びH00 6難病患者リハ ビリテーション 料に限る。)	×	×	○ ※7	○ ※7		○ (同一の疾患等について、介護保険 におけるリハビリテーションの利用 開始月の翌月以降は算定不可(た だし、別の施設で介護保険におけ るリハビリテーションを行う場合 には、利用開始月の3月目以降 は算定不可))
I002 通院・在宅精神療法 (1通院精神療法に限る。)		○			—	×	○	×	×	×		○ ※1
I002 通院・在宅精神療法 (2在宅精神療法に限る。)		○			—	×	—	×	×	×		○ (ただし、往診時に行う場合には精 神療法が必要な理由を診療録に記 載すること。)
I003-2 認知療法・認知行動療法		○			—	×	○	×	×	×		○ (ただし、往診時に行う場合には精 神療法が必要な理由を診療録に記 載すること。)
I005 入院集団精神療法		—			○ (同一日におい て、特定診療費 を算定する場合 を除く。)	○ (同一日におい て、特定診療費を算 定する場合を除く。)	○ (同一日におい て、特定診療費を算 定する場合を除く。)	×	×	×		—

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)				2. 入院中の患者				3. 入所中の患者				
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 (短期入所生活介護、介護予防短期入所 生活介護、短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護を受けているものを 除く。) ※1	認知症対応型グ ループホーム (認知症対応型 共同生活介護又 は介護予防認知 症対応型共同生 活介護)	特定施設(指定特定施設、指定地域 密着型特定施設及び指定介護予防特 定施設に限る。)	うち、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生 活介護又は外部サービス 利用型指定介護予防特 定施設入居者生活介護を受 ける者が入居する施設	介護療養型医療 施設の病床以外 の病床(短期入 所療養介護又は 介護予防短期入 所療養介護を受 けている患者を 除く。)	ア.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病床を除く。) イ.短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の療養室又は認知症病棟の病床 を除く。)を受けている患者	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定しない日 の場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定した日の 場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定しない日 の場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定した日の 場合	併設保険医療機 関	併設保険医療機 関以外の保険医 療機関	ア.介護老人保健施設 イ.短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の療養室に限る。)を受けている 患者
精神科作業療法		○			○	×	○	×	○	×			○
入院生活技能訓練療法		—			○ (同一日にお いて、特定診療 費を算定する場 合を除く。)	○ (同一日にお いて、特定診療 費を算定する場 合を除く。)	○ (同一日にお いて、特定診療 費を算定する場 合を除く。)	○ (同一日にお いて、特定診療 費を算定する場 合を除く。)	○ (同一日にお いて、特定診療 費を算定する場 合を除く。)	×			—
精神科ショート・ケア	○ (認知症対応型通 所介護費又は通所 リハビリテーショ ン費を算定した日 以外の日は算定 可)	○	○ (当該療法を行 っている期間内 において、認知 症対応型通所介 護費又は通所リ ハビリテーション 費を算定した日 以外の日は算定 不可)		○ (精神科退院指 導料又は地域移 行機能強化病棟 入院料を算定し たものに限る。)	×	○ (精神科退院指 導料を算定した ものに限る。)	×	○ (精神科退院指 導料を算定した ものに限る。)	×			○
注5		—			○	○	—	○	—	×			—
精神科デイ・ケア	○ (認知症対応型通 所介護費又は通所 リハビリテーショ ン費を算定した日 以外の日は算定 可)	○	○ (当該療法を行 っている期間内 において、認知 症対応型通所介 護費又は通所リ ハビリテーション 費を算定した日 以外の日は算定 不可)		○ (精神科退院指 導料又は地域移 行機能強化病棟 入院料を算定し たものに限る。)	×	○ (精神科退院指 導料を算定した ものに限る。)	×	○ (精神科退院指 導料を算定した ものに限る。)	×			○
注6		—			○	○	—	○	—	×			—
精神科ナイト・ケア 精神科デイ・ナイト・ケア	○ (認知症対応型通 所介護費又は通所 リハビリテーショ ン費を算定した日 以外の日は算定 可)	○	○ (当該療法を行 っている期間内 において、認知 症対応型通所介 護費又は通所リ ハビリテーション 費を算定した日 以外の日は算定 不可)		—	—	—	—	—	×			○
精神科退院指導料 精神科退院前訪問指導料		—			○	○	×	○	×	×			—
精神科訪問看護・指導料(I)及び(III) (同一建物において同一日に2件以上医療保険から 給付される訪問看護を行うか否かにより該当する区 分を算定)(看護・介護職員連携強化加算以外の加 算を含む。)	○ ※9	○ ※9及び※13	○ ※9		—	×	×	×	×	×			ア:○ (認知症患者を除く。) イ:○※13 (認知症患者を除く。)
看護・介護職員連携強化加算	○		×		—	×	×	×	×	×			—
精神科訪問看護指示料		○			—	—	—	—	—	×			○ (認知症患者を除く。)
重度認知症患者デイ・ケア料	○ (認知症対応型通 所介護費又は通所 リハビリテーショ ン費を算定した日 以外の日は算定 可)	○	○ (認知症である 老人であって日 常生活自立度判 定基準がランク Mのものに限 る。)	○ (重度認知症患者 デイ・ケアを行 っている期間内 において、認知 症対応型通所介 護費又は通所リ ハビリテーション 費を算定した日 以外の日は算定 不可)	—	—	—	—	—	×			○
精神科在宅患者支援管理料		○			—	×		×		×			○ (精神科在宅患者 支援管理料1の ハを算定する場 合を除く。)
上記以外		○			○	○		○		×			○ ※1
処置		○			○	○ ※6	○	×	○	○ ※7			○
手術		○			○	○		×	○	○ ※7			○
麻酔		○			○	○		×	○	○ ※7			○
放射線治療		○			○	○		×	○	○			○
病理診断		○			○	×	○	×	○	○			○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)		2. 入院中の患者				3. 入所中の患者			
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 (短期入所生活介護、介護予防短期入所 生活介護、短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護を受けているものを 除く。) ※1 うち、小規模多機能 型居宅介護又は複合 型サービスを受けて いる患者(宿泊サー ビスに限る。)	認知症対応型グ ループホーム (認知症対応型 共同生活介護又 は介護予防認知 症対応型共同生 活介護)	特定施設(指定特定施設、指定地域 密着型特定施設及び指定介護予防特 定施設に限る。) うち、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生 活介護又は外部サービ ス利用型指定介護予防特 定施設入居者生活介護を受 ける者が入居する施設	介護療養型医療 施設の病床以外 の病床(短期入 所療養介護又は 介護予防短期入 所療養介護を受 けている患者を 除く。)	ア.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病床を除く。) イ.短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の療養室又は認知症病棟の病床を 除く。)を受けている患者 介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定しない日 の場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定した日の 場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定しない日 の場合	介護療養施設 サービス費のう ち、他科受診時 費用(362単位) を算定した日の 場合	併設保険医療機 関	併設保険医療機 関以外の保険医 療機関
B000-4 歯科疾患管理料 B002 歯科特定疾患療養管理料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。)		○	○	○	○	○	○	○	○
B004-1-4 入院栄養食事指導料	—	—	○	×	×	×	—	—	—	
B004-9 介護支援等連携指導料	—	—	○	×	×	×	—	—	—	
B006-3 がん治療連携計画策定料	○	○	○	×	×	×	○	○	○	
B006-3-2 がん治療連携指導料	○	○	—	×	×	×	○	○	○	
B007 退院前訪問指導料	—	—	○	×	×	×	—	—	—	
B008 薬剤管理指導料	—	—	○	×	×	×	—	—	—	
B008-2 薬剤総合評価調整管理料	○	○	—	×	×	×	×	×	○	
B009 診療情報提供料(Ⅰ)(注2及び注6)	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。)		○	○	○	○	○	○	○	※1
B011-4 退院時薬剤情報管理指導料	—	—	○	×	×	×	—	—	—	
B014 退院時共同指導料1	—	—	○	×	×	×	×	×	—	
B015 退院時共同指導料2	—	—	○	×	×	×	—	—	—	
C001 訪問歯科衛生指導料	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
C001-3 歯科疾患在宅療養管理料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。)		○	○	○	○	○	○	○	
C001-5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。)		○	○	○	○	○	○	○	
C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料	×	×	—	×	×	×	×	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	
C007 在宅患者連携指導料	×	×	—	×	×	×	×	×	—	
C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料	○	○	—	×	×	×	×	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	
上記以外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10 薬剤服用歴管理指導料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合には算定可)		×	×	×	×	×	×	○	
13の2 かかりつけ薬剤師指導料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合には算定可)		×	×	×	×	×	×	×	
13の3 かかりつけ薬剤師包括管理料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合には算定可)		×	×	×	×	×	×	×	
14の2 外来服薬支援料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。)		×	×	×	×	×	×	○	
15 在宅患者訪問薬剤管理指導料	×	×	×	×	×	×	×	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	
15の2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	○	×	×	×	×	×	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	
15の3 在宅患者緊急時等共同指導料	(同一日において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。)		×	×	×	×	×	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	
15の4 退院時共同指導料	—	—	○	×	×	×	×	×	—	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)			2. 入院中の患者				3. 入所中の患者		
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 (短期入所生活介護、介護予防短期入所 生活介護、短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護を受けているものを 除く。) ※1	認知症対応型グ ループホーム (認知症対応型 共同生活介護又 は介護予防認知 症対応型共同生 活介護)	特定施設(指定特定施設、指定地域 密着型特定施設及び指定介護予防特 定施設に限る。)	介護療養型医療 施設の病床以外 の病床(短期入 所療養介護又は 介護予防短期入 所療養介護を受け ている患者を除く。)	ア.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病床を除く。) イ.短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の療養室又は認知症病棟の病床 を除く。)を受けている患者	ア.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病床に限る。) イ.短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(認知症病棟の病 床に限る。)を受けている患者	ア.介護老人保健施設 イ.短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の療養室に限る。)を受けている 患者	併設保険医療機 関	併設保険医療機 関以外の保険医 療機関	ア.介護老人福祉施設又は地域密着型 介護老人福祉施設 イ.短期入所生活介護又は介護予防短 期入所生活介護を受けている患者
15の5 服薬情報等提供料					×	×	×	×	×	○
上記以外					×	×	×	×	×	○
01 訪問看護基本療養費(Ⅰ)及び(Ⅱ)(注加算を含む。) (同一建物において同一日に2件以上医療保険から給付される 訪問看護を行うか否かにより該当する区分を算定)	○ ※2	○ ※2 (当該患者による サービス利用前30日 以内に患家を訪問 し、訪問看護基本療 養費を算定した訪問 看護師等が指定訪問 看護を実施した場合 に限り(末期の悪性 腫瘍の以外の患者に おいては、利用開始 後30日までの間)、 算定することができる。)		○ ※2	—	—	—	—	—	ア:○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) イ:○ (末期の悪性腫瘍の患者であって、 当該患者によるサービス利用前30日 以内に患家を訪問し、訪問看護基本 療養費を算定した訪問看護ステー ションの看護師等が指定訪問看護を 実施した場合に限り、算定すること ができる。)
01-2 精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)及び(Ⅲ)(注加算 を含む。) (同一建物において同一日に2件以上医療保険から給付される 訪問看護を行うか否かにより該当する区分を算定)	○ ※9	○ ※9及び※14		○ ※9	—	—	—	—	—	ア:○ (認知症患者を除く。) イ:○ ※14 (認知症患者を除く。)
01-3 訪問看護基本療養費(Ⅲ)及び精神科訪問看護基本 療養費(Ⅳ)			—		○	ア:○ イ:×	ア:○ イ:×	—	—	—
02 訪問看護管理療養費	○ ※2又は精神科訪 問看護基本療養費 を算定できる者	○ ※15及び※17		○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者	—	—	—	—	—	ア:○ ※16 イ:○ ※16及び※17
24時間対応体制加算	○ ※2又は精神科訪 問看護基本療養費 を算定できる者 (同一月におい て、緊急時訪問 看護加算又は緊急時 介護予防訪問看護 加算を算定してい ない場合に限 る。)	○ ※15及び※17 (同一月におい て、緊急時訪問 看護加算又は緊急時 介護予防訪問看護 加算を算定してい ない場合に限 る。)		○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者 (同一月におい て、緊急時訪問 看護加算又は緊急時 介護予防訪問看護 加算を算定してい ない場合に限 る。)	—	—	—	—	—	ア:○ ※16 イ:○ ※16及び※17
特別管理加算	○ ※2又は精神科訪 問看護基本療養費 を算定できる者 (同一月におい て、介護保険の特別 管理加算を算定して いない場合に限 る。)	○ ※15及び※17 (同一月におい て、介護保険の特別 管理加算を算定して いない場合に限 る。)		○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者 (同一月におい て、介護保険の特別 管理加算を算定して いない場合に限 る。)	—	—	—	—	—	ア:○ ※16 イ:○ ※16及び※17
退院時共同指導加算			—		○ ※2又は精神科 訪問看護基本療 養費を算定でき る者	×	×	×	ア:○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費 を算定できる者 イ:×	×

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)			2. 入院中の患者				3. 入所中の患者				
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 (短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く。) ※1 うち、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている患者(宿泊サービスに限る。)	認知症対応型グループホーム (認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護)	特定施設(指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。) うち、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者が入居する施設	介護療養型医療施設の病床(短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。)	ア. 介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。) イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設の療養室又は認知症病棟の病床を除く。)を受けている患者	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(362単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(362単位)を算定した日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(362単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(362単位)を算定した日の場合	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	ア. 介護老人保健施設 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設の療養室に限る。)を受けている患者 ア. 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設 イ. 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者
退院支援指導加算	○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(末期の悪性腫瘍等の患者である場合又は退院後行う初回の訪問看護が特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護である場合に限る。)	○ ※17 (末期の悪性腫瘍等の患者である場合又は退院後行う初回の訪問看護が特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護である場合に限る。)	○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(末期の悪性腫瘍等の患者である場合又は退院後行う初回の訪問看護が特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護である場合に限る。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
在宅患者連携指導加算			×	—	—	—	—	—	—	—	—	×
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者	○ ※15及び※17	○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者	—	—	—	—	—	—	—	—	ア: ○ ※16 イ: ○ ※16及び※17
看護・介護職員連携強化加算	○		×	—	—	—	—	—	—	—	—	×
03 訪問看護情報提供療養費1	○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(同一月において、介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)	○ ※15及び※17 (同一月において、介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)	○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(同一月において、介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)	—	—	—	—	—	—	—	—	×
03-2 訪問看護情報提供療養費2			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
03-3 訪問看護情報提供療養費3	○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(同一月において、介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)	○ ※15及び※17	○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(同一月において、介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)	—	—	—	—	—	—	—	—	×
05 訪問看護ターミナルケア療養費	○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(同一月において、介護保険によるターミナルケア加算を算定していない場合に限る。)	○ ※15及び※17 (同一月において、介護保険によるターミナルケア加算を算定していない場合に限る。)	○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(ただし、看取り介護加算を算定している場合には、訪問看護ターミナルケア療養費2を算定する)	—	—	—	—	—	—	—	—	ア: ○ ※16 (ただし、看取り介護加算を算定している場合には、訪問看護ターミナルケア療養費2を算定する) イ: ○ ※16及び※17

注) ○: 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合(平成20年厚生労働省告示第128号)の規定により算定されるべき療養としているもの ×: 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)第6号の規定により算定できないもの —: 診療報酬の算定方法の算定要件を満たし得ないもの

※1 社会福祉施設、身体障害者施設等、介護老人ホーム及び特別養護老人ホームに入居又は入所する者に係る診療報酬の算定については、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)に特段の規定がある場合には、当該規定が適用されるものであること。

※2 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。

※3 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
 ・抗悪性腫瘍剤(悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。)
 ・疼痛コントロールのための医療用麻薬
 ・抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)		2. 入院中の患者				3. 入所中の患者		
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 (短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く。) ※1	認知症対応型グループホーム (認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護)	特定施設(指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。)	介護療養型医療施設の病床以外の病床(短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。)	ア.介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。) イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設の療養室又は認知症病棟の病床を除く。)を受けている患者	ア.介護療養型医療施設(認知症病棟の病床に限る。) イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(認知症病棟の病床に限る。)を受けている患者	ア.介護老人保健施設 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設の療養室に限る。)を受けている患者	ア.介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設 イ.短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者	
	うち、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている患者(宿泊サービスに限る。)		うち、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者が入居する施設	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(362単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(362単位)を算定した日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(362単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(362単位)を算定した日の場合	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関

- ※4 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
 ・エリスロポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)
 ・ダルベポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)
 ・疼痛コントロールのための医療用麻薬
 ・インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。)
 ・抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。)
 ・血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体
- ※5 次に掲げる費用に限る。
 ・外来化学療法加算
 ・静脈内注射(保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うもの及び外来化学療法加算を算定するものに限る。)
 ・動脈注射(外来化学療法加算を算定するものに限る。)
 ・抗悪性腫瘍剤局所持続注入(外来化学療法加算を算定するものに限る。)
 ・肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入(外来化学療法加算を算定するものに限る。)
 ・点滴注射(保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うもの及び外来化学療法加算を算定するものに限る。)
 ・中心静脈注射(外来化学療法加算を算定するものに限る。)
 ・挿込型カテーテルによる中心静脈注射(外来化学療法加算を算定するものに限る。)
 ・エリスロポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)の費用
 ・ダルベポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)の費用
 ・抗悪性腫瘍剤(外来化学療法加算を算定する注射に係るものに限る。)の費用
 ・疼痛コントロールのための医療用麻薬の費用
 ・インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。)の費用
 ・抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。)の費用
 ・血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の費用
- ※6 創傷処置(手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。)、喀痰吸引、排便、酸素吸入、酸素 Tent、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、膿洗浄、眼処置、耳処置、耳管処置、鼻処置、口腔、咽頭処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、ネブライザー、超音波ネブライザー、介達牽引、消炎鎮痛等処置、鼻腔栄養及び長期療養患者褥瘡等処置を除く。
- ※7 検査、リハビリテーション、処置、手術又は麻酔について、それぞれ、特掲診療料の施設基準(平成20年厚生労働省告示第63号)別表第12の第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号に掲げるものを除く。
- ※8 死亡日からさかのぼって30日以内の患者については、当該患者を当該特別養護老人ホーム(看取り介護加算の施設基準に適合しているものに限る。)において看取った場合(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院若しくは当該特別養護老人ホームの協力医療機関の医師により行われたものに限る。)に限る。
- ※9 認知症患者を除く。(ただし、精神科在宅患者支援管理料を算定する患者にあってはこの限りではない。)
- ※10 当該患者によるサービス利用前30日以内に患家を訪問し、在宅患者訪問診療料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料又は在宅がん医療総合診療を算定した保険医療機関の医師(配置医師を除く。)が診察した場合に限り、利用開始後30日までの間(末期の悪性腫瘍である患者に対して実施した場合を除く。)、算定することができる。
- ※11 当該患者によるサービス利用前30日以内に患家を訪問し、在宅患者訪問看護・指導料を算定した保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合に限り(末期の悪性腫瘍の患者以外の患者においては、利用開始後30日までの間)、算定することができる。
- ※12 末期の悪性腫瘍の患者であって、当該患者によるサービス利用前30日以内に患家を訪問し、在宅患者訪問看護・指導料を算定した保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合に限り、算定することができる。
- ※13 当該患者によるサービス利用前30日以内に患家を訪問し、精神科訪問看護・指導料を算定した保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合に限り、利用開始後30日までの間、算定することができる。
- ※14 当該患者によるサービス利用前30日以内に患家を訪問し、精神科訪問看護基本療養費を算定した訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を実施した場合に限り、利用開始後30日までの間、算定することができる。
- ※15 末期の悪性腫瘍の患者、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者又は精神科訪問看護基本療養費を算定出来る者(認知症でない者に限る。)
- ※16 末期の悪性腫瘍の患者又は精神科訪問看護基本療養費を算定出来る者(認知症でない者に限る。)に限る。
- ※17 当該患者によるサービス利用前30日以内に患家を訪問し、訪問看護療養費を算定した訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を実施した場合に限り(末期の悪性腫瘍の患者以外の患者においては、利用開始後30日までの間)、算定することができる。